

令和7年度 第1回市川市いじめ防止対策委員会

令和8年2月10日（火）午後5時00分～
市川市役所 第2庁舎 4階大会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 委員・出席者の紹介
- 3 市川市いじめ防止対策委員会について
- 4 議 題
 - (1) 県におけるいじめの状況や傾向について ※公開
 - (2) 本市のいじめ発生事例と対応について ※非公開
- 5 諸連絡
- 6 閉 会

様式第4号（第17条関係）

委員名簿

審議会等の名称：市川市いじめ防止対策委員会

氏名	所属・役職	選出区分
青木 隆一	淑徳大学 総合福祉学部教授	学識経験者
酒井 秀大	弁護士	学識経験者
鈴木 郁夫	市川人権擁護委員協議会	学識経験者
諸富 祥彦	明治大学 文学部教授	学識経験者
山口 豊一	聖徳大学 心理・福祉学部 教授	学識経験者

※ 令和7年6月4日現在

【所管課】

学校教育部 義務教育課
(内線：18733)

令和3年 市川市条例第15号

市川市いじめ問題対策連絡協議会等条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 市川市いじめ問題対策連絡協議会（第2条—第7条）

第3章 市川市いじめ防止対策委員会（第8条—第15条）

第4章 市川市いじめ問題再調査委員会（第16条—第23条）

第5章 補則（第24条）

附則

第1章 総則

（設置）

第1条 本市に、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第1項の規定に基づき市川市いじめ問題対策連絡協議会を、同条第3項の規定に基づき市川市いじめ防止対策委員会を、法第30条第2項の規定に基づき市川市いじめ問題再調査委員会を置く。

第2章 市川市いじめ問題対策連絡協議会

（任務）

第2条 市川市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）は、いじめの防止等（法第1条に規定するいじめの防止等をいう。第8条第1項第1号において同じ。）に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項について協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るものとする。

（組織）

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

（委員）

第4条 協議会の委員（以下この章において「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験のある者

- (2) 学校教育の関係者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 関係団体の推薦を受けた者
- (5) 市の職員

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議の進行)

第5条 協議会の会議（次条において「会議」という。）は、委員の中から選ばれた者が進行するものとする。

(関係者の出席等)

第6条 教育委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めることができる。

2 前項の規定により会議に出席した者は、会議において知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(事務)

第7条 協議会の事務は、教育委員会事務局学校教育部において処理する。

第3章 市川市いじめ防止対策委員会

(任務)

第8条 市川市いじめ防止対策委員会（以下「対策委員会」という。）は、次に掲げる事項について、教育委員会の諮問に応じ調査審議する。

- (1) いじめの防止等のための対策に関すること。
- (2) 法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）に関すること。

2 前項の規定にかかわらず、現に複数の重大事態が生じた場合において別に設置する対策委員会は、同項第2号に掲げる事項に限り、教育委員会の諮問

に応じ調査審議する。

(組織)

第9条 対策委員会は、委員5人以内（前条第2項の対策委員会にあつては、当該対策委員会ごとに委員5人以内）で組織する。

2 対策委員会に、次に掲げる事由により、臨時委員を置くことができる。

(1) 第12条第5項の規定により議事に参与することができない対策委員会の委員に代わって調査審議させる必要があるとき。

(2) 特別の事項を調査審議させる必要があるとき。

(委員及び臨時委員)

第10条 対策委員会の委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱する。

2 対策委員会の委員の任期は、委嘱の日から次の各号に掲げる対策委員会の区分に応じ当該各号に定める日までとする。

(1) 次号に掲げる対策委員会以外の対策委員会 委嘱の日から起算して2年を経過する日又は第8条第1項第2号の規定による調査審議が終了した日のいずれか遅い日

(2) 第8条第2項の対策委員会 当該設置に係る重大事態に関する調査審議が終了した日

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 対策委員会（第8条第2項の対策委員会を除く。）の委員は、再任されることができる。

5 対策委員会の臨時委員の任期は、委嘱の日から次の各号に掲げる臨時委員の区分に応じ当該各号に定める日までとする。

(1) 前条第2項第1号に掲げる事由により委嘱された臨時委員 その者の委嘱に係る当該重大事態に関する調査審議が終了した日

(2) 前条第2項第2号に掲げる事由により委嘱された臨時委員 その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了した日

6 対策委員会の委員及び臨時委員は、非常勤とする。

7 対策委員会の委員及び臨時委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長及び副委員長)

第11条 対策委員会に、委員長及び副委員長を各1人を置き、対策委員会の委員のうちから互選する。

2 対策委員会の委員長(次項及び次条第1項において「委員長」という。)は、会務を総理し、対策委員会を代表する。

3 対策委員会の副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 対策委員会の会議(以下この条及び次条において「会議」という。)は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、対策委員会の委員(第9条第2項第1号に掲げる事由により委嘱された臨時委員が議事に参与する場合にあっては、当該臨時委員を含み、第5項の規定により議事に参与することができない対策委員会の委員を除く。次項において同じ。)の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した対策委員会の委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、第9条第2項第2号に掲げる事由により委嘱された臨時委員は、前2項の規定の適用については、対策委員会の委員とみなす。

5 対策委員会の委員及び臨時委員は、調査審議の対象となる重大事態に特別の関係を有する事項については、その議事に参与することができない。

(意見の聴取等)

第13条 対策委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により会議に出席した者は、会議において知ることのできた秘

密を漏らしてはならない。

(報酬及び費用弁償)

第14条 市は、対策委員会の委員及び臨時委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第26号）の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(事務)

第15条 対策委員会の事務は、教育委員会事務局学校教育部において処理する。

第4章 市川市いじめ問題再調査委員会

(任務)

第16条 市川市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）は、法第28条第1項の規定による調査の結果について、市長の諮問に応じ調査審議する。

(組織)

第17条 再調査委員会は、前条の市長の諮問ごとに委員5人以内で組織する。

2 再調査委員会に、次に掲げる事由により、臨時委員を置くことができる。

(1) 第20条第5項の規定により議事に参与することができない再調査委員会の委員に代わって調査審議させる必要があるとき。

(2) 特別の事項を調査審議させる必要があるとき。

(委員及び臨時委員)

第18条 再調査委員会の委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。ただし、法第28条第1項の規定による調査に関与した者を委嘱することはできない。

2 再調査委員会の委員の任期は、委嘱の日から第16条の規定による調査審議が終了した日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 再調査委員会の臨時委員の任期は、委嘱の日から次の各号に掲げる臨時委

員の区分に応じ当該各号に定める日までとする。

(1) 前条第2項第1号に掲げる事由により委嘱された臨時委員 その者の委嘱に係る当該重大事態に関する調査審議が終了した日

(2) 前条第2項第2号に掲げる事由により委嘱された臨時委員 その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了した日

4 再調査委員会の委員及び臨時委員は、非常勤とする。

5 再調査委員会の委員及び臨時委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長及び副委員長)

第19条 再調査委員会に、委員長及び副委員長を各1人を置き、再調査委員会の委員のうちから互選する。

2 再調査委員会の委員長（次項及び次条第1項において「委員長」という。）は、会務を総理し、再調査委員会を代表する。

3 再調査委員会の副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第20条 再調査委員会の会議（以下この条及び次条において「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、再調査委員会の委員（第17条第2項第1号に掲げる事由により委嘱された臨時委員が議事に参与する場合にあっては、当該臨時委員を含み、第5項の規定により議事に参与することができない再調査委員会の委員を除く。次項において同じ。）の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した再調査委員会の委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、第17条第2項第2号に掲げる事由により委嘱された臨時委員は、前2項の規定の適用については、再調査委員会の委員とみなす。

5 再調査委員会の委員及び臨時委員は、調査審議の対象となる重大事態に特

別の関係を有する事項については、その議事に参与することができない。

(意見の聴取等)

第21条 再調査委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により会議に出席した者は、会議において知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(報酬及び費用弁償)

第22条 市は、再調査委員会の委員及び臨時委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(事務)

第23条 再調査委員会の事務は、総務部において処理する。

第5章 補則

第24条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項にあっては協議会が教育委員会の同意を得て、対策委員会の運営その他必要な事項にあっては対策委員会が教育委員会の同意を得て、再調査委員会の運営その他必要な事項にあっては再調査委員会が市長の同意を得て、それぞれ定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 令和3年4月1日以後最初に委嘱される対策委員会の委員の選任のための手続その他のこの条例を施行するために必要な準備行為は、同日前においても行うことができる。

(市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例

の一部改正)

- 3 市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2に次のように加える。(略)

市川市いじめ防止基本方針

市川市教育委員会

平成 27 年 3 月
令和 3 年 4 月改定

目 次

1	はじめに	1
2	いじめの定義	1
3	市川市におけるいじめ防止対策の基本的な考え方	1
4	市川市におけるいじめ防止等に関する取組	2
5	学校におけるいじめ防止等に関する取組	4
6	重大事態発生時の対応	5
7	「市川市いじめ防止基本方針」の公表及び改定	5

1 はじめに

いじめは、人間として絶対に許されない行為である。

いじめは、それを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめの防止に向き合うためには、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである」という認識に立つ必要がある。そして、いじめを許さない集団づくりを通して、いじめの未然防止を図ること、また、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応することが大切である。

あわせて、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、自分の夢の実現に向かって様々な活動に取り組むことができるよう、学校を含め、地域社会全体でいじめの問題に取り組むことが求められる。

以上のことから、市川市として、いじめ問題の克服に向け、いじめ防止等の基本的な方向を示す「市川市いじめ防止基本方針」を定める。

さらに、この機を得て、県・市・学校・家庭・地域住民・その他の関係者の連携のもと、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条に基づき、本基本方針では、次のとおり、いじめを定義する。

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒と同じ学校に在籍しているなど、一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、大人には見えにくく、発見することが難しいという特性があり、大人が見逃す、あるいは、見過ごしている可能性がある。

いじめの対応においては、認知件数のみを問題とするのではなく、アンケート調査、教育相談等の日常的な実態把握により、早期に発見（認知）し、早期に対応するなど、学校全体で組織的に取り組むこととする。

3 市川市におけるいじめ防止対策の基本的な考え方

「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という認識のもと

に、次に示す視点を中心として、いじめ防止の取組を推進する。

(1) いじめの未然防止

児童生徒一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において望ましい集団づくりを進めるとともに、全ての児童生徒が積極的に教育活動に参加して活躍することができるよう、「知・徳・体」の基礎・基本の充実を図る。

(2) いじめの早期発見・早期対応

定期的、計画的なアンケート調査、教育相談等を実施する。また、日常的な実態把握により、児童生徒が発するどのような小さなサインも見逃さず、早い段階で適切に対応するなど、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。

(3) いじめへの組織的な対応

特定の教職員が問題を抱え込むことなく、学校全体で情報を共有する。また、法第22条の規定により設置する「いじめ防止の組織」を中心に、全教職員がいじめられた児童生徒を守りきるという立場に立ち、組織的に対応する。

(4) 児童生徒の主体的な活動の支援

児童生徒が自律して、自分たちでいじめのない学校をめざして取り組んでいくことを重視する。児童会、生徒会等が中心となって、いじめ防止キャンペーンといった活動を行うなど、児童生徒の主体的な活動を支援する。

(5) 家庭、学校及び地域の連携

P T A、学校関係者及び地域の自治会等が連携・協働し、地域社会全体で児童生徒を見守り育てる。

4 市川市におけるいじめ防止等に関する取組

市川市は、次のとおり、いじめ防止等の対策を推進する。

(1) いじめ防止等に係わる組織

ア 市川市いじめ問題対策連絡協議会

法第14条第1項の規定に基づき設置する連絡協議会。学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他のいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図る。これらの関係者による15人以内の委員で構成する。

イ 市川市いじめ防止対策委員会

法第14条第3項の規定に基づき設置する教育委員会の附属機関。教育委員会の諮問に応じて、いじめの防止等のための対策その他教育委員会が必要と認める事項について調査審議するとともに、法第23条第1項に規定する

組織としていじめの重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。学識経験者による5人以内の委員で組織する。

ウ 市川市いじめ問題再調査委員会

法第30条第2項の規定に基づき設置する市長の附属機関。いじめの重大事態が発生した旨の報告を教育委員会から受けた場合において、市長が必要と認めたときは、学校又は教育委員会の調査結果について再調査を行う。学識経験者による5人以内の委員で組織する。

(2) いじめの防止等に関する取組

ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止等に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育、体験活動等の充実を図る。

イ いじめの防止等のための対策が適切に行われるよう、市教育委員会、関係機関、学校、家庭及び地域社会の連携の強化など、必要な体制を整備する。

ウ いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員研修の充実等、必要な取組を行う。

エ いじめの問題等について、児童生徒が一人で悩むことがないように、児童生徒が気軽に相談できる体制を整備し、周知する。

オ 保護者が、法に規定された責務等を踏まえて、児童生徒の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動など、家庭への支援を行う。

カ インターネット等を通じて行われるいじめに対処する体制を整備し、保護者や関係機関と連携した運動を展開する。

キ いじめの防止や早期発見・早期対応のための方策等に関する研究及びその成果の普及を行う。

ク 学校におけるいじめの防止等の取組みの点検・充実を進める。

ケ いじめの防止等のための取組が、総合的かつ効果的に推進されるよう、学校に対し、必要な指導、助言及び支援を行う。

コ 学校からいじめ問題の報告があった時は、「市川市いじめ対応ガイドライン」（令和2年4月9日策定）に基づき、迅速かつ適切に対応できるように、学校に対し、必要な指導、助言及び支援を行う。

5 学校におけるいじめ防止に関する取組

学校は、いじめの防止のために策定した「学校いじめ防止基本方針」を運用し、校長のリーダーシップのもと、生徒指導体制を確立する。

また、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ防止の組織」を中心

として、学校の実情に応じ、次のような取組を体系的・計画的に進める。

(1) 「学校いじめ防止基本方針」の運用について

- ア 自校の児童生徒の実態や地域の実情を踏まえて活用を図る。
- イ 保護者や地域住民などの意見を取り入れるなど、地域を巻き込んで活用を図る。
- ウ いじめの防止に係る年間活動計画を明確に示し、実効性のあるものとして活用する。
- エ 基本方針を保護者に周知する。
- オ 策定した基本方針が機能しているかどうかの検証及び見直しを行う。

(2) いじめの防止等に係る組織

- ア いじめの防止及びいじめの早期発見・早期対応を組織的に行うための常設の組織（「いじめ防止の組織」）を活用する。
- イ いじめ防止の組織を、校務運営組織に位置づける。

(3) いじめの防止等に係る児童生徒への指導

- ア どのような行為がいじめに当たるのか、いじめられた児童生徒にどのような影響を与えるのか、いじめについて正しく理解させる。
- イ 社会体験や生活体験の機会を設け、児童生徒の人間性や社会性を育み、豊かな情操を培う。
- ウ 円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育成する。
- エ 自分自身がいじめられていることや友人等がいじめられている事実を教職員、家族、相談機関等に伝えることは、適切な行動であることを理解させる。

(4) 児童生徒の主体的な活動の支援

児童会・生徒会等が、いじめの防止等のための取組を主体的にできるよう支援する。

(5) 生徒指導体制及び教育相談体制の構築

- ア いじめの防止及びいじめ発生時の対応等に係る校内研修を実施する。
- イ いじめの防止及びいじめ発生時の対応等に係る保護者、関係機関等との連携を進める。
- ウ いじめの防止及びいじめの早期発見に係る定期的、計画的なアンケート調査及び個別面談を実施する。
- エ いじめの防止等に係る保護者への啓発及び広報を行う。
- オ いじめの防止等に係る相談窓口の設置及び広報を行う。
- カ いじめ発生時の対応プログラムを作成する。
- キ 必要に応じて、心理や福祉の専門家を招聘する。

(6) 警察への相談・通報

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応する。

6 重大事態発生時の対応

- (1) 重大事態が発生した場合、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。
- (2) 学校又は教育委員会は、組織を設け当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。調査主体を学校とするか、教育委員会とするか、また、専門的な知識、経験を有する第三者等を加えるか、第三者のみで構成する組織（「いじめ防止対策委員会」）とするかなど、教育委員会が判断をする。
- (3) 教育委員会は、調査の結果を踏まえて当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる。また、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、事実関係等その他必要な情報を適切に提供する。
- (4) 市長は、当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、法第30条第2項の規定に基づき、専門的な知識、経験を有する第三者等で構成される「いじめ問題再調査委員会」を招集し、学校又は教育委員会による調査結果について再調査を行い、調査の結果を踏まえて必要な措置を講じる。

重大事態とは、次に掲げる場合を指す。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(法第28条第1項に基づく)

7 「市川市いじめ防止基本方針」の公表及び改定

市川市いじめ防止基本方針は、市川市Webページで公表するとともに、より実効性の高い取組とするため、必要に応じて検証及び見直しを行う。

市川市いじめ対応ガイドライン

令和 2 年 4 月 9 日

市川市教育委員会

市川市いじめ対応ガイドライン

目次

はじめに	・・・ 1
1 学校及び教育委員会の基本的姿勢	・・・ 1
2 組織的な対応	・・・ 2
(1) 校内組織	
(2) 外部機関との連携	
(3) 教育委員会	
3 学校におけるいじめの認知について	・・・ 4
4 いじめ問題における初動時の対応	・・・ 4
5 被害児童生徒及びいじめが起きた集団への対応	・・・ 5
6 加害児童生徒への対応	・・・ 5
7 保護者への対応	・・・ 6
8 外部への説明及び公表	・・・ 6
9 報告書等への記載	・・・ 7

はじめに

いじめは、それを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

このため市川市教育委員会では、いじめ防止対策推進法のもと、平成27年3月に「市川市いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止等の基本的な方向を示すとともに、教育委員会及び学校において、いじめの未然防止に向けた取組を進めてきた。

しかし、近年の児童生徒同士の間関係は、学校だけでなく家庭や地域等の児童生徒を取り巻く環境の変化によって複雑化し、いじめを事前に察知することが困難な場合も多く、期せずしていじめが起きてしまった場合の迅速かつ適切な対応が求められている。

このため、本市で発生したいじめ重大事態の学校及び教育委員会の対応を検証し、その在り方を明確にすることにより、同様の事案が繰り返されることのないようにするとともに、いじめ発生時の対応が、どこの学校でも迅速かつ適切に進められるように、本ガイドラインを示すこととした。

なお、本ガイドラインは特定の事案をもとに作成したものであり、インターネット等のトラブルも含め、年々複雑化する様々ないじめ事案に対応するものではないことから、今後、新たな事例等も加え、適宜見直すこととする。

1 学校及び教育委員会の基本的姿勢

- いじめの問題には、国のいじめ防止対策推進法のほか、千葉県いじめ防止基本方針、市川市いじめ防止基本方針に沿って適切な対応を行い、重大事態が発生した場合は、文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」及び「千葉県いじめ防止基本方針」に則って対応すること。またそのために、研修会等を通して、関係法令等に関する理解を深めること。
- いじめ問題への対応は、児童生徒の生活の中心である学校が主体となって行い、関係する児童生徒及びその保護者からの調査等の要望には丁寧に対応し、常に寄り添った姿勢に努めること。
- 学校におけるいじめ問題は、学校の管理下において行われる行為だけでなく、管理下外であっても、その後の児童生徒同士の関係や成長発達等に影響が及ぶ可能性があるため、積極的に対応すること。
- 学校は、いじめがあるとの申告がされた場合は、いじめ問題の解決に向けて、早い段階から事実関係の把握等を確実にし、いじめ構造の全容解明に努め

ること。このため、関係者への丁寧な聞き取りやアンケート調査の実施、関係機関との連携等を進め、解決に向けた方針と具体的な対処方法、再発防止へ向けた取組を早期に示すこと。

- いじめの構造の全容が解明されていない段階では、「わからない」「対応をしない」等の断定的な回答をしないこと。また、被害児童生徒が不登校となっている場合には、無理な登校を促したりしないこと。
- いじめ問題に対しては常に高い問題意識を持って、校務分掌に基づくチーム学校としての組織的な対応に努めるとともに、関係機関との連携を積極的に進め、解決に向けた取組の検討・共有を図ること。的確な情報共有を図るために、調査に基づく正確な情報収集と整理及びその継続的な記録に努めること。
- 教育委員会は、いじめ問題について学校からの報告があった時には、適切な指導及び助言等の支援を行うこと。特に、学校が判断に迷っている場合や、誤った判断をしている場合、経験の少ない校長が対応している場合には、よりきめ細かな指導と支援に努めること。

2 組織的な対応

(1) 校内組織

- いじめ発生時には、初動時の早急な対応が問題の複雑化を防ぐことから、対応は、校務分掌に基づいて常にチーム学校として組織的に行うこと。このため学校は、全職員で情報を共有するとともに、関係職員の意見等を参考に校長が対応方針を明確に示し、「いじめ対応の組織」が機能的に対応できるようにすること。
- 「いじめ対応の組織」には、校長や教頭、該当学年の担任や主任、生徒指導主任、養護教諭のほか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職員も加え、多面的な対応を図ること。さらに、必要に応じて教育委員会や警察、児童相談所、児童精神科医等の医療機関とも連携を図ること。
- いじめ発生時、児童生徒への対応は、担任や養護教諭等、児童生徒の状況をよく把握している者が行い、関係機関との連絡・調整等は教頭や教務主任、生徒指導主任等が中心となって行うなど、校長の指示の下で役割分担を行うこと。
- 全職員の情報共有等は、「いじめ対応の組織」を中心に、職員会議や生徒指導部会等の校内の関係機関を活用して行うこと。各機関は、伝達機関に留まらず、解決に向けた協議を行う機関として機能させていくこと。

- 「いじめ対応の組織」や校内の関係機関で協議された内容は、その都度記録に残し、担当職員が替わっても、継続的な対応が図られるようにすること。

(2) 外部機関との連携

- いじめ問題の解決には、関係機関との連携は欠かせない。いじめの形態や児童生徒の置かれた状況等により関係機関は異なるが、情報共有や協力関係の構築に努めること。
- 暴行、傷害及び恐喝等、いじめが犯罪行為として取り扱われるときは、警察と連携して取り組んでいくこと。この場合、学校は警察に対して、情報提供を含めて、協力要請を積極的に進めていくこと。
- 警察が関わる問題となった場合であっても、警察が行う捜査と学校が行う調査は別であり、学校は調査できる立場にあることを認識し、カウンセリングマインド的な手法を持って教育的な視点から調査を行うこと。
- 医療機関と連携する場合、学校は早い段階から医師を含めた話し合いの場を設ける等、医療と学校の立場を相互に理解して、互いに協力しながら現実的な対応策を検討していくこと。その際は、他の関係機関とも連携を図りながら情報を整理した上で、学校の対応を医師と再度確認をするなど、情報の正確性を担保する取組に努めること。
- 外部機関や外部専門家の意見を正確に把握し、具体的な対応につなげていく手立てとして、学校運営について学校及び教育委員会に意見を述べることのできる学校運営協議会の支援及び協力を積極的に図っていくこと。

(3) 教育委員会

- いじめ対応の主体は学校であり、教育委員会は指導・支援をする立場にある。このため、学校内で情報が正しく共有されているか、解決に向けた取組が適切に行われているか、といったことの確認のほか、学校と関係機関（警察、医療機関、相談機関、法律関係者等）の調整を適切に図ること。また、経験の浅い学校長にはきめ細かで具体的な指導・支援を行うこと。
- 教育委員会は、被害児童生徒の心理状態や欠席状況等から学校におけるいじめ問題が重大事態に発展する可能性があるかと判断した場合には、問題の早期解決に向けて学校に適切な指導を行うこと。
- 必要な措置として加害児童生徒の出席停止等が考えられるが、実行については文部科学省の通知「出席停止制度の運用の在り方について」に則って、被害児童生徒の安全確保及び、加害児童生徒への指導の効果等を熟慮した上で、人権や教育を受ける権利を十分に踏まえて行うこと。
- そのためにも、教育委員会は、確実な情報共有と学校からの報告が適切に上がってくる仕組みの充実を図るとともに、学校や教育委員会が法令等に則っ

た対応が適切に進められるよう、弁護士等に相談できる仕組みの活用を図ること。

3 学校におけるいじめの認知について

- 学校は、いじめがどの学校、どの児童生徒間にも起こり得る問題であるとの認識に立ち、日頃から児童生徒の人間関係について注意深く観察し、変化を見逃さないこと。
- 一見するといじめに見えない場合であっても、本人が被害を訴えている場合や、社会的に相当ではない行為が疑われる場合には、いじめ問題として対応すること。
- 金銭のやり取り等がトラブルに発展している場合は、「いじめがあるかも知れない」との認識に立ち、事実の正確な把握に努めること。また、早期に聞き取りを行う等、いじめの可能性について積極的に対応していくこと。
- 保護者等からの訴えや警察等の外部機関からの情報提供があった際は、いじめの可能性を念頭において、児童生徒間の人間関係を早急に確認するとともに、事実関係と問題の本質的な要因の把握に努めること。

4 いじめ問題における初動時の対応

- 学校は、いじめ問題の解決に向けて事実関係の全体像と問題の本質的な要因を早急に把握し、両者が歩み寄る形の中で、早期解決に向けた取組を適切に進め、重大事態に発展する可能性があるという認識の下、その未然防止に努めること。
- そのため、いじめの疑いがある事案に対しては、早い段階から当事者（関係職員及び周囲の児童生徒を含む）への聞き取りを行い、事実関係を確認するとともに、両者の人間関係や双方の心的状況を把握すること。
- 聞き取りに当たっては、客観的な事実を踏まえながら行うこと。
- 被害者側、加害者側の双方が適切に情報を共有する措置を講じること。ただし、双方が同席して話し合う場の設定については、十分に配慮する必要がある。被害者側の心情に格別な配慮をしたうえで対応すること。なお、当事者間に事実の齟齬がある場合には、被害者側、加害者側の双方が情報を共有する場の設定は避ける等の配慮をすること。
- 保護者同士の話し合いは、発生の初期段階であり、かつ、客観的な事実が明確な場合においては双方の児童生徒を理解する面からも、学校が主体となって設定すること。その際には、当事者間の人間関係や聞き取りの内容等につ

いて情報を共有するとともに、解決に向けた方策を一緒になって検討する姿勢を示すこと。但し、カウンセリングに関する内容等、個人情報や人権に関わる情報のうち共有可能な情報は限定的であり、その情報については、十分に精査をすること。

5 被害児童生徒及びいじめが起きた集団への対応

- 被害児童生徒からいじめの訴えや要望があった場合には、その声にしっかりと耳を傾け、丁寧に対応すること。いじめられている児童生徒にも責任があるという考えを決して持つことなく、徹底して守るという姿勢を示すこと。
- 被害児童生徒の安心感を確保することが、いじめ問題の解決には重要であることから、職員を配置したり別室で対応したりといった物理的な対応に留まらず、被害児童生徒の気持ちを踏まえたうえで、精神科医やカウンセラー等に具体的なアドバイスを求め、カウンセリング的対応によって、不安や恐怖を和らげる取組に努めること。
- 不安や恐怖を和らげるために、可能な限り被害児童生徒と加害児童生徒の人間関係の改善に努めること。
- 同時に、学級の友達や周囲の児童生徒等に働きかけ、「話を聞いてくれる」「守ってくれる」「同じ思いの仲間がいる」といった環境づくりが重要となる。このため、担任は、被害児童生徒の気持ちを踏まえたうえで、児童生徒同士が支え合う人間関係を形成する等の学級指導に努めること。
- 被害児童生徒が、安心して教育を受けられるようになる環境の確保に努め、長期欠席状態が続く場合でも家庭訪問等により、いつでも学級に戻れるように最大限の配慮を行うこと。
- いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であることを理解させ、お互いを尊重し認め合う関係づくりに力を注ぎ、再発防止に努めること。

6 加害児童生徒への対応

- いじめの本質的な解決には、加害児童生徒の反省の気持ちは欠かせない。このため、自らの行為の責任を自覚させるとともに、加害の原因となる不満やストレスを把握し、再発防止に向けた指導を行うこと。
- そのためには、加害児童生徒の人間関係や生活環境等に関する事実の確認を、カウンセリングマインドの視点をもって行うこと。
- また、周囲から一方的に攻められることによって生じる不安についても十分

に理解し、カウンセリングマインドの視点をもって指導を行うこと。そのうえで、被害児童生徒を守り、安心につながる対応として、双方の接近を避けるために別室で対応したり、ある程度の行動制限を設けたりすることも必要である。

- 加害児童生徒が謝罪の意思を示した場合には、問題解決への過程として、適切に謝罪の場を設け、人間関係の改善を図るよう努めること。

7 保護者への対応

- 学校は、被害児童生徒の保護者からいじめの訴えや要望があった場合には、その声にしかりと耳を傾け、丁寧に対応すること。
- 学校は、加害児童生徒の保護者に対して、事実関係の丁寧な説明を行い、加害児童生徒の反省と、再発防止に向けた取組に理解を求め、連携して問題解決にあたること。
- いじめに関係した児童生徒が複数いる場合や、クラス全体がいじめ問題に何らかの形で関係する場合は、誤解や憶測を生まないように、関係する保護者への説明を、事実に基づいて慎重に行うこと。
- 保護者から提供されたビデオ等の資料については、問題解決に向けて参考とするべきである。しかし、撮影・録音された状況などから、人権への配慮も含めて、教育的な精査は必要である。記録された経緯や理由等を正しく判断できなければ、問題の解決とは逆の方向へ進んでしまう危険もある。このため、視聴するかどうかについては、以下に沿って、その都度適切に判断すること。また、判断に迷う場合には教育委員会等へ相談すること。
 - 提示された物的証拠が適切な状況下で記録されたものであるか。
(資料提供者への聞き取りにより適切に判断する)
 - ・ 盗撮や盗聴等、法的見地からみた場合に個人情報や人権の侵害に当たらないか
 - ・ 作為的に作られていて、公平性及び中立性を欠いたものでないか
 - 当事者である児童生徒の特性を理解するうえで必要であるか。
 - 学校が行っている聞き取り調査等の内容を補完または補足するものであるか。

8 外部への説明及び公表

- 学校は必要に応じて学校運営協議会等で事実を報告し、対応を協議すること。但し、児童生徒の人権等には十分に配慮するとともに、保護者会等で報告す

る場合には、関係する児童生徒及び保護者の同意を得て行うこと。

- いじめに関する根拠のない噂及び、誹謗中傷が確認された場合には、学校は速やかに打ち消しを行い、全体への広がりを防ぐこと。特に、事実が確認されていないことに関しては、噂や誹謗中傷が絶対に許されないものであることを、集会や保護者会等の全体の場合や、個別指導の場を通して周知徹底し、対応すること。

9 報告書等への記載

- 報告書は、調査で明らかになった事実を記載すること。
- 学校が把握したいじめの経緯や児童生徒同士の関係性のほか、児童生徒へのアンケート調査や警察が行った捜査の結果等、いじめと関係のある事実を記載するものであり、それ以外のものは原則として記載する必要はない。
- 特に心証形成につながる事実については、いじめとの関係性を十分に精査して記載することが求められる。このため、人権やプライバシーに配慮したうえで、いじめ事案の解決に資する内容に限って、カウンセリングの内容や警察の捜査結果等も、できる限り記載をする必要がある。
- また、両者の意見に齟齬がある場合は、そのことを両論併記する必要がある。
- いじめ問題の解決の過程では、児童生徒及び保護者のほか、関係機関等との幅広い連携の中で多くの情報が提供される。このため、事実や具体的な対応に関する多くの情報の整理と共有は必須であり、そのための記録を、正確かつ詳細に残すようにすること。
- 報告書及びいじめ事案に関する記録等（校内関係機関での話し合いの結果を含む）については、厳重に保管し、問題解決から少なくとも5年間は保存すること。

条例により設置された3つの組織

教育委員会

①市川市いじめ問題対策連絡協議会

いじめの防止等に関係する機関・団体の連携に関し、必要な事項を協議する。また、当該機関及び団体相互の連携調整を行う。（年2回）

小・中・義務教育・特別支援学校長 教育委員会 市長部局
警察署 地方法務局 保護者・地域の代表（15人以内）

②市川市いじめ防止対策委員会

教育委員会の諮問に応じて、いじめの防止等のための調査及び助言をするとともに、いじめの重大事態に係る事実関係を明確にするための調査審議を行う。

（年1回＋事案発生時に実施） 【教育委員会の附属機関】

学識経験者その他教育委員会が適当と認める者
（5人以内）

総務部 総務課

③市川市いじめ問題再調査委員会

市長が必要と認める場合、いじめの重大事態に係る教育委員会の調査結果について再調査を行う。

（事案が発生した場合のみ実施） 【市長の附属機関】

学識経験者その他市長が適当と認める者
（5人以内）

いじめの状況 * 千葉県データの

【資料1】

市川市教育委員会指導課

1 いじめ認知件数の推移(小中学校)

年度		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
小学校	千葉県	14,175	13,884	19,410	22,537	24,876	28,951	31,641	42,775	34,206	43,688	45,316	46,584	46,562
中学校	千葉県	5,916	6,162	6,180	6,499	6,376	6,267	6,898	7,994	5,144	6,681	6,489	6,857	7,031
計	千葉県	20,091	20,046	25,590	29,036	31,252	35,218	38,539	50,769	39,350	50,369	51,805	53,441	53,593

2 いじめの解消率(%)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	千葉県	81.6%	76.7%	78.3%	79.2%	78.9%	76.6%
中学校	千葉県	78.3%	78.6%	78.6%	76.9%	77.3%	76.7%
全体	千葉県	81.1%	77.3%	78.4%	78.1%	78.9%	76.8%

※いじめが解消している状態とは以下の2つの要件が満たされていること(平成28年度～)

- ①いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。
- ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。

3 いじめの態様(令和6年度)

	小学校	中学校	高等学校
1 ひやかし・からかい・悪口等	58.2%	66.6%	61.3%
2 仲間はずれ・集団による無視	15.2%	11.8%	16.1%
3 軽くぶつかられる・たたかれる等	26.4%	14.8%	8.8%
4 パソコンや携帯電話等で誹ぼう・中傷	1.9%	8.8%	17.3%

第6章 調査組織の設置

《第6章のポイント》

- 調査主体は学校の設置者が判断する。不登校重大事態については、原則として学校主体で調査を行う。
- 特段の事情がある場合を除いて、第三者を加えた調査組織となるよう努める。
- 専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高く、調査組織の構成について特に熟慮する必要性が高い重大事態は以下のとおり。
 - ① 対象児童生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態
 - ② 対象児童生徒と関係児童生徒の間で被害と加害が錯綜しているなど事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにすることが難しい重大事態
 - ③ これまでの経緯から学校の対応に課題があったことが明らかであるなど学校と関係する児童生徒の保護者等との間に不信感が生まれてしまっている重大事態

《法・基本方針の関連する規定》

- ◎ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）
第14条、第22条、第28条
- ◎ いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）
 - 4 重大事態への対処
 - (1) 学校の設置者又は学校による調査
 - i) 重大事態の発生と調査
 - ③ 調査の趣旨及び調査主体について
 - ④ 調査を行うための組織について

第1節 調査主体の決定

(1) 調査主体を決める

- 法律上、重大事態調査は学校の設置者又は学校が行うものとされており、学校の設置者が主体となるか、学校が主体となるかの判断は個別の重大事態の状況に応じて、学校の設置者が行うものとする。
- なお、基本方針に記載のとおり、「従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、学校の設置者において調査を実施する」ことが必要である。
- 学校主体となる場合も法第28条第3項に基づき、学校の設置者は、学校に対して必要な指導及び人的配置や調査に要する費用を含む適切な支援を行わなければならない。
- なお、不登校重大事態については、これまでも詳細な事実関係の確認や再発防止策の検討だけでなく、対象児童生徒の学校復帰や学びの継続に向けた支援につなげることを調査の目的として位置付けており、学校内の様子や教職員・児童生徒の状況は対象児童生徒が在籍する学校が最も把握していることを踏まえて、引き続き、原則として学校主体で調査を行うこととする。

- ただし、従前の経緯や事案の特性、対象児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、調査目的を達成できないと学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあると学校の設置者が判断する場合には、学校の設置者主体として調査することを妨げるものではない。

(2) 調査組織の種類

- 調査主体は上記のとおり学校の設置者又は学校となる場合、実際に調査を行う組織については概ね以下のような体制が考えられる。調査主体において、「第2節 調査組織の構成の検討」を踏まえながら、個別の重大事態の状況に応じて適切な調査組織を設置する。

【学校の設置者主体の場合に考えられる調査組織】

※専門家及び第三者の考え方については、第2節(2)を参照

① 教育委員会等方式

- ・ 教育委員会の指導主事等学校の設置者の職員のほか、必要に応じて、弁護士、医師、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家が参画した調査組織。
- ・ 公平性・中立性を確保する観点から、第三者性が確保された調査組織となるよう努める。

② 第三者委員会方式

- ・ 全ての調査委員が第三者で構成された調査組織。
- ・ 公立学校の場合には、法第14条第3項に基づき教育委員会に設置される附属機関において実施することも考えられる。
- ・ なお、第三者委員会方式の場合には、事務局機能（例えば、調査委員会の会場確保や調査委員の日程調整、聴き取りを実施した場合の反訳作業等）を担う者が必要となるが、一般的には、学校の設置者の担当部局が担う。

【学校主体の場合に考えられる調査組織】

※専門家及び第三者の考え方については、第2節(2)を参照

① 学校いじめ対策組織方式

- ・ 各学校に設置されている学校いじめ対策組織の職員のほか、必要に応じて、弁護士、医師、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家が参画した調査組織。
- ・ 公平性・中立性を確保する観点から、第三者性が確保された調査組織となるよう努める。

② 第三者委員会方式

- ・ 全ての調査委員が第三者で構成された調査組織。
- ・ 事務局機能は、学校内において重大事態と直接関係のない職員が担うことが考えられる。

第2節 調査組織の構成の検討

(1) 基本的な考え方

- 重大事態調査の調査組織の構成をどのようにするかは、調査主体にとって最も重要な検討事項になり、委員の専門領域や必要な人数については、事案の特性等を踏まえ、調査主体において判断することが求められる。個別の重大事態によっては、調査組織の構成を決定するまでに多くの時間・労力を要する場合もあり、第7章の対象児童生徒・保護者に対する調査実施前の事前説明と併せて検討を進めていくことが必要になる。
- 対象児童生徒や保護者が、第三者が調査に関わることを望んでいない場合等特段の事情がある場合を除いては、第三者を加えた調査組織となることが望ましい（学校の設置者主体の場合の①教育委員会等方式のうち、第三者性が確保されたもの、②第三者委員会方式、学校主体の場合の①学校いじめ対策組織方式のうち、第三者性が確保されたもの、②第三者委員会方式）。
- 調査組織の構成は、従前の経緯や事案の特性等を踏まえつつ、公平性・中立性を確保し、客観的な事実認定を行うことができる体制を検討する。具体的には、第三者となる者を調査組織に加えることのほか、法律、医療、心理、福祉等の専門的見地から充実した調査を行うことができるよう専門家を加えることが考えられる。この第三者と専門家は同じ者であっても構わない。
- 事案の特性等を踏まえることについては、例えば、少なくとも以下のような事案においては、専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高く、委員の専門領域や必要な人数については、調査主体において判断することが求められるものの、調査組織の構成について特に熟慮する必要性が高い事案と考えられる。

① 対象児童生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態

「子供の自殺が起きた時の背景調査の指針」では、詳細調査について、児童生徒の自殺に至る過程を丁寧に探り、自殺に追い込まれた心理を解明し、それによって再発防止策を打ち立てることを目的としており、弁護士や医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等で構成される調査組織で調査を行うよう努めるものとしていることを踏まえ、公立学校における調査の主体は特段の事情がない限り、学校の設置者である教育委員会とし、背景調査の指針に基づいて対応することが必要である。

② 対象児童生徒と関係児童生徒の間で被害と加害が錯綜しているなど事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにすることが難しい重大事態

対象児童生徒と関係児童生徒の間で被害と加害が錯綜しており、児童生徒の間で主張の食い違いがある場合など事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにしていくことが難しいと考えられる重大事態では、専門家を交えつつ、客観的な視点から事実認定を行うことができる体制構築が必要である。

③ これまでの経緯から学校の対応に課題があったことが明らかであるなど学校と関係する児童生徒の保護者等との間に不信感が生まれてしまっている重大事態

対象児童生徒の保護者等と学校との間で不信感が生まれてしまっている場合などには、公平性・中立性を確保する必要性が高く、第三者を複数名加えるなどにより、調査結果の信頼性を高めることが必要である。

- また、これらに該当しない事案であっても、専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高いと考えられる事案については、専門家及び第三者の参画を積極的に検討することが望ましい。

(2) 専門家及び第三者の考え方

- “専門家”とは、法律、医療、教育、心理、福祉等の専門的知識及び経験を有するものであり、具体的には、弁護士や医師、学識経験者、心理・福祉の専門家等が想定される。
- “第三者”とは、基本方針において、「当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者」と示している。
- 「当該いじめ事案の関係者」とは、重大事態が発生した学校関係者や関係する児童生徒・保護者を指している。
- よって、例えば、重大事態が発生した学校を担当する弁護士（スクールロイヤー、顧問弁護士等）や心理・福祉の専門家（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等）が重大事態調査に委員として参加する場合、専門家の観点から加わることは適切であると考えられるものの、第三者と位置付けて加えることは適切とは言えないため、別の第三者を確保することが必要である。
- この点、専門家を調査組織に加える場合には、専門家でもあり第三者でもある者を加えることが適当と考えられるところ、その場合には、職能団体や大学、学会に対して、直接の人間関係又は特別の利害関係がない公平・中立的な専門家の推薦を依頼し、任命することが考えられる。
- その際、対象児童生徒・保護者から推薦に当たった専門家の専門性等について要望があれば併せて伝えることが考えられる。
- 職能団体等からの推薦は、公平・中立に行われるものであり、職能団体等からの推薦を経て、調査組織に加わる者については第三者性が確保されていると考えられる。ただし、推薦のあった者が当該重大事態の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有していないか調査主体においても確認が必要である。
- 例えば、域内の他の学校を担当するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、地域で活動する弁護士や医師、学識経験者等が、職能団体等からの推薦を受けて“第三者”の立場からも調査組織に加わる場合について、当該重大事態が発生した学校と同じ地方公共団体内で職務に従事していたとしても、これまで当該学校での勤務実績がなく、当該重大事態の関係者との関わり（相談・支援等）が認められないなど、直接の人間関係又は特別の利害関係がなければ、第三者性は確保されていると考えられる。

(3) 調査組織を常設とした場合の対応

- 重大事態調査を担う調査組織を法第14条第3項の教育委員会に設置される附属機関が担うなど常設の調査組織とする場合がある。
- 常設の調査組織の委員の人選についても職能団体等からの推薦によるなどにより公平性・中立性を確保することが望ましく、運営規約等において委員の任期や委員長の選出方法、当該調査組織が担う役割、業務等を予め定めておくとともに、公平性・中立性が確保された組織であると示しておくことが考えられる。